

感染症予防や毎日の健康のために水道水ができること

感染症を予防し、日々の健康を維持するためには、身の回りの衛生管理は欠かせません。安全な水道水を使って、外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前など、こまめに手を洗いましょう。

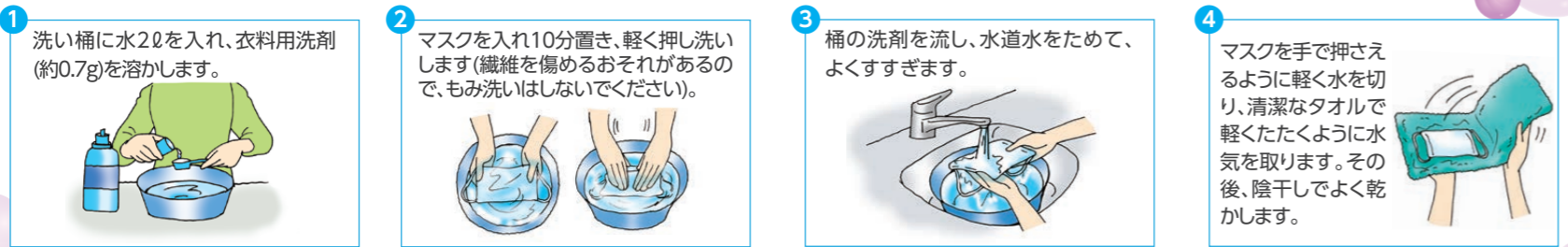
正しい手の洗い方



流水でよく手をぬらし、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。手の甲を伸ばすようにこすりつけます。指先・爪の間を念入りこすります。指の間を洗います。親指と手のひらをねじり洗います。手首を洗います。(参考:首相官邸ホームページ)

布マスクは洗って繰り返し使えます!

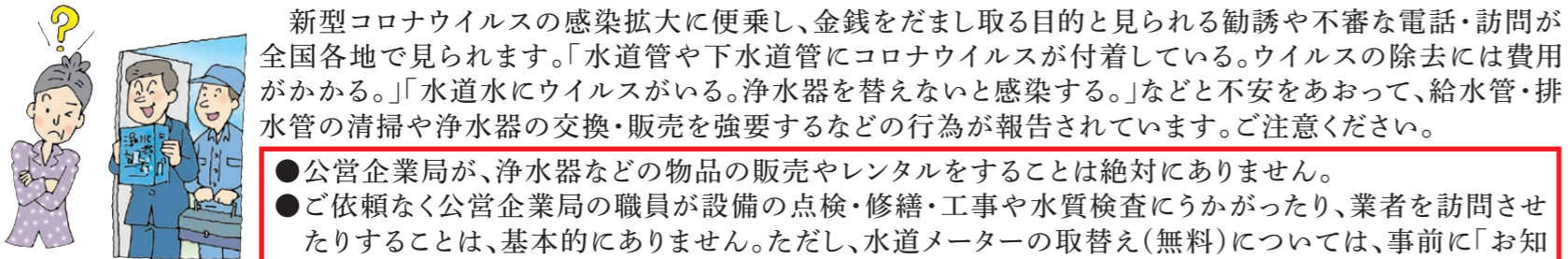
ガーゼなど布でできたマスクは手洗いで、繰り返し使用することができます。



※マスクは毎日洗います。※汚れが気になる場合は、塩素系漂白剤も使えます(色物・柄物は変色のおそれがあります)。使用する場合は台所用手袋を着け、すすぎは2回行いましょう。※衣料用洗剤・漂白剤は商品の使用量・使用方法に従ってお使いください。(参考:経済産業省YouTube動画「布マスクをご利用のみなごまへ」)

この記事に関するお問い合わせは、経営企画課 TEL.06-6489-7405

悪質な業者の詐欺にご注意ください!



新型コロナウイルスの感染拡大に便乗し、金銭をだまし取る目的と見られる勧誘や不審な電話・訪問が全国各地で見られます。「水道管や下水道管にコロナウイルスが付着している。ウイルスの除去には費用がかかる。」「水道水にウイルスがいる。浄水器を替えないと感染する。」などと不安をあおって、給水管・排水管の清掃や浄水器の交換・販売を強要するなどの行為が報告されています。ご注意ください。

- 公営企業局が、浄水器などの物品の販売やレンタルをすることは絶対にありません。
- ご依頼なく公営企業局の職員が設備の点検・修繕・工事や水質検査にうかがったり、業者を訪問させたりすることは、基本的にありません。ただし、水道メーターの取替え(無料)については、事前に「お知らせ」をお届けしたうえで公営企業局の委託業者が訪問します。

不審に思ったときや困ったときは、上下水道電話受付センターへ ☎06-6375-0002

貯水槽水道の管理について

貯水槽水道とは、受水槽により給水を受けているマンション等、中高層の建物における水道設備(受水槽からじゃ口まで)をいいます。この貯水槽水道の管理が不十分だと、飲料水である水道水の衛生状態が問題となります。管理責任は設置者の皆さまにありますので、定期的に水槽の清掃を行うなど適正な管理に努めてください。

- 有効容量が10m³を超えるもの(簡易専用水道)
設置者は水槽の掃除を毎年1回以上定期的に行い、登録検査機関による法定点検を実施するなど、適切に管理しなければなりません。 ※管理基準…水道法第34条の2第1項で定めるもの
- 有効容量が10m³以下のもの(小規模貯水槽水道)
簡易専用水道と同様の管理に努めるよう、「尼崎市水道事業給水条例」及び「尼崎市小規模貯水槽水道管理指導要綱」に定められています。

連絡先 公営企業局お客さまサービス課 ☎06-6489-7406 健康福祉局生活衛生課 ☎06-4869-3017

この記事に関するお問い合わせは、お客さまサービス課 TEL.06-6489-7406

下水道の雨水対策

下水道は汚水処理だけでなく、雨水対策にも貢献しています。全4回で雨水対策の一部を紹介します!

第1回 お家で雨水対策! 雨水貯留タンク!

雨どいに管を取り付け、下水管に流れ込む雨水をためるタンクです。たまった雨水は植物の水やりや打ち水、災害時の生活用水などに使えます。設置する方に助成金をご案内しています。(7月31日から受付開始予定) 設置を検討している方は、公営企業局ホームページをご覧ください。 [尼崎市雨水貯留タンク助成] 検索

この記事に関するお問い合わせは、計画担当 TEL.06-6489-6588

水道・下水道に関する各種お問い合わせは「上下水道電話受付センター」へ

☎06-6375-0002

土・日・祝日を含む
午前8時45分～午後5時30分
の間で受け付けています。
(12月29日～1月3日を除く)

- 水道の使用開始・中止のお申込み
- 名義変更のお届け
- 水漏れ等の修繕のお申込み
- 口座振替・クレジットカード払いの手続きについて
- マンホールから汚水があふれている場合など

FAX 06-6375-0124

水道・下水道だより

ウォーターニュース

第87号
令和2(2020)年
6月



QRコードは機種により読み取れない場合があります。

尼崎市公営企業局
上下水道部

あまがさき

尼崎市公営企業局 検索

水道・下水道に関するお問い合わせ先: 上下水道電話受付センター TEL:06-6375-0002 FAX:06-6375-0124 ホームページ https://amasui.org/ 発行: 尼崎市公営企業局

手続き
不要

上下水道の基本料金・基本使用料を 6か月間全額減免 します

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、市民の皆さんの生活や経済活動を支援するため、全契約者(事業者含む)を対象に、7月または8月検針分から6か月間(3期分)、水道料金の基本料金・下水道使用料の基本使用料を全額減免します(従量料金及び従量使用料のみのお支払いになります)。減免額のイメージは右図をご覧ください。

なお、減免に関する手続きは不要です。尼崎市から電話や訪問をすることはありませんので、詐欺などにご注意ください。

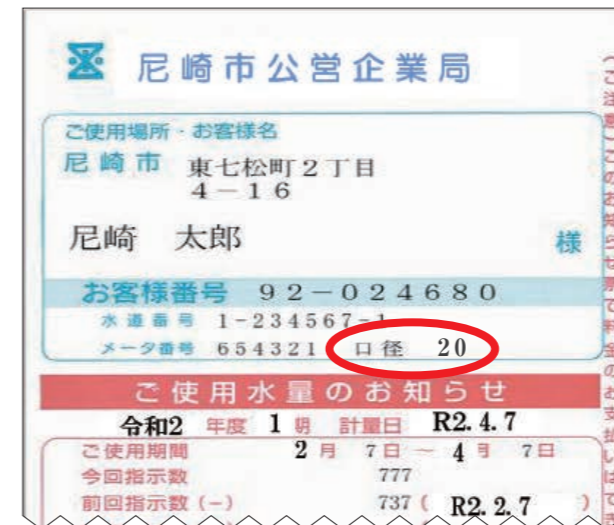
また、収入の減少などにより期限内の支払いが困難な場合、支払いの猶予や分割払いの相談にも対応します。

対象 全契約者(事業者を含む)

減免額 今回の措置で減免されるのは、水道料金の基本料金・下水道使用料の基本使用料です。水道メーターの口径に応じて、減免額は異なります。

確認方法

①「ご使用水量のお知らせ」で口径を確認



②口径に応じた金額を確認

1期(2か月)当たりの基本料金・基本使用料(税込み)

水道メーターの口径	水道料金の基本料金	下水道使用料の基本使用料	1期分の合計額
20mm以下	1,210円	1,207円 (基本使用料は口径に関わらず一律です)	2,417円
25mm	2,684円		3,891円
40mm	7,084円		8,291円
50mm	16,808円		18,015円
75mm	35,112円		36,319円
100mm	65,956円		67,163円
150mm	137,280円		138,487円
200mm	284,240円	285,447円	
250mm以上	351,340円	352,547円	

参考(一般家庭(水道メーターの口径20mm以下)の場合の減免額)

- 水道料金 1期(2か月)当たりの基本料金 1,210円×3期分=3,630円(税込み)
- 下水道使用料 1期(2か月)当たりの基本使用料 1,207円×3期分=3,621円(税込み)
- 合計 1期(2か月)当たり 2,417円×3期分=7,251円(税込み)

減免期間 6か月間(3期分) 奇数月検針地区は7月検針分から・偶数月検針地区は8月検針分から

問い合わせ先 上下水道お客さまセンター ☎06-6489-7420 FAX 06-6489-1007

この記事に関するお問い合わせは、料金担当 TEL.06-6489-7406

※「ウォーターニュースあまがさき」のバックナンバーは公営企業局ホームページに掲載しています。

中面をご覧ください

中面をご覧ください